

白川町訓令甲第21号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

令和7年度機構改革に伴う訓令甲の整備に関する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

白川町長 佐伯正貴

令和7年度機構改革に伴う訓令甲の整備に関する訓令

(白川町行政改革推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 白川町行政改革推進協議会設置要綱（平成26年白川町訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務を所掌する課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>総務課</u> _____において処理する。

(白川町庁舎整備検討委員会設置要綱の一部改正)

第2条 白川町庁舎整備検討委員会設置要綱（平成29年白川町訓令甲第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務を所掌する課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>総務課</u> _____において処理する。

(白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱の一部改正)

第3条 白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ要綱（平成14年白川町訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(セキュリティ責任者)	(セキュリティ責任者)

改 正 後	改 正 前
第4条 （略） 2 セキュリティ責任者は、<u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務のうち住民基本台帳の事務を所掌する課（以下「住基担当課」という。）の長</u>をもって充てる。 （システム管理者） 第5条 （略） 2 システム管理者は、<u>白川町課設置条例）第2条に定める分掌事務のうち電算機器管理の事務を所掌する課長</u>をもって充てる。 （セキュリティ会議） 第6条 セキュリティ統括責任者は、住基ネットのセキュリティ対策を審議するため、白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議（以下「セキュリティ会議」という。）を<u>招集するとともに</u>、その議長を務める。 2～5 （略） 6 セキュリティ会議の庶務は、<u>住基担当課</u>において処理する。 （入退室管理者） 第9条 入退室管理者は、電算室にあつては<u>システム管理者</u>、業務端末の設置場所にあつては<u>セキュリティ責任者</u>をもって充てる。 2 （略） （アクセス管理責任者） 第13条 （略） 2 アクセス管理責任者は、<u>セキュリティ責任者</u>をもって充てる。 3 （略） （情報資産管理） 第17条 （略） 2 前項の情報資産のうち、本人確認情	第4条 （略） 2 セキュリティ責任者は、<u>町民課長</u> _____ _____ _____をもって充てる。 （システム管理者） 第5条 （略） 2 システム管理者は、<u>総務課長</u> _____ _____をもって充てる。 （セキュリティ会議） 第6条 セキュリティ統括責任者は、住基ネットのセキュリティ対策を審議するため、白川町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議（以下「セキュリティ会議」という。）を<u>招集するとともるこ</u>、その議長を務める。 2～5 （略） 6 セキュリティ会議の庶務は、<u>町民課</u> _____において処理する。 （入退室管理者） 第9条 入退室管理者は、電算室にあつては<u>総務課長</u> _____、業務端末の設置場所にあつては<u>町民課長</u> _____をもって充てる。 2 （略） （アクセス管理責任者） 第13条 （略） 2 アクセス管理責任者は、<u>町民課長</u> _____をもって充てる。 3 （略） （情報資産管理） 第17条 （略） 2 前項の情報資産のうち、本人確認情

改 正 後	改 正 前
報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票、住民基本台帳カード及び個人番号カードの管理責任者（以下「本人確認情報管理責任者」という。）は、<u>セキュリティ責任者</u>をもって充て、その他の情報資産の管理責任者（以下「情報資産管理責任者」という。）は、<u>システム管理者</u>をもって充てる。	報、当該本人確認情報が記録されたサーバに係る帳票、住民基本台帳カード及び個人番号カードの管理責任者（以下「本人確認情報管理責任者」という。）は、<u>町民課長</u>_____をもって充て、その他の情報資産の管理責任者（以下「情報資産管理責任者」という。）は、<u>総務課長</u>_____をもって充てる。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係） 【別記 1】

【別記 1】

別表（第 13 条関係）

取扱職員及び業務処理範囲

区分	取扱職員	業務処理範囲
業務管理者	住民基本台帳担当係長	(1) 操作履歴の記録及び確認 (2) 操作者識別カードの管理情報の登録
業務従事者	同係 職員	(1) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る機器の起動及び終了 (2) 異動業務 本人確認情報更新、転出、転出確定、転出証明書情報送信、転入、転入通知情報確認及び住民票コード変更 (3) 統計業務 統計資料の岐阜県サーバへの送信 (4) メンテナンス業務 本人確認情報メンテナンス、住民票コード管理及び文字コード管理等 (5) 検索業務 本人確認及び本人確認情報検索 (6) 証明書発行業務 住民票の写しの広域交付及び住民票コード通知票出力 (7) 個人番号カード業務 カード再交付及び一時停止・廃止等

備考 住民基本台帳担当係とは、白川町行政組織規則（平成 31 年白川町規則第 9 号）第 4 条に定める分掌事務のうち、住民基本台帳事務を所掌する係をいう。

(白川町職員による自動車事故等の取扱規程の一部改正)

第4条 白川町職員による自動車事故等の取扱規程(昭和45年白川町訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の運転免許取得状況等の把握) 第2条 職員は、毎年度5月末までに運転免許証の複写物等を<u>白川町課設置条例(令和6年白川町条例第24号)第2条に定める分掌事務のうち職員人事を所掌する課長(以下「担当課長」という。)</u>に提出し、その取得状況等を報告するものとする。 (通勤のための自家用車の使用制限) 第3条 (略) 2 職員は、前条の報告に併せ、任意保険証の複写物を<u>担当課長</u>に提出し、任意保険契約の締結状況を報告するものとする。	(職員の運転免許取得状況等の把握) 第2条 職員は、毎年度5月末までに運転免許証の複写物等を<u>総務課長</u> に提出し、その取得状況等を報告するものとする。 (通勤のための自家用車の使用制限) 第3条 (略) 2 職員は、前条の報告に併せ、任意保険証の複写物を<u>総務課長</u>に提出し、任意保険契約の締結状況を報告するものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係) 【別記1】

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係) 【別記2】

様式第1号 (第5条関係)

閱覽					

白川町長

様

課長

交通事故等の報告書

事故者					所属				年齢			関係			公私					
同乗者					所属				車両名称											
									車両番号		岐阜				—					
免許証種類	別紙免許証の写しのとおり								車両詳細		別紙車検証の写しのとおり									
事故日時	令和			年			月			日			時			分	(24 時間制)	警察届出		
事故場所											道			線			事故区分			
対物① 所有者					所属				車両名称											
									車両番号		岐阜				—					
	(住所)	(電話)																		
対物② 運転者					所属				車両名称											
									車両番号		岐阜				—					
	(住所)	(電話)																		
対人① 死傷者					所属				車両名称											
									車両番号		岐阜				—					
	(住所)	(電話)																		
対人② 死傷者					所属				車両名称											
									車両番号		岐阜				—					
	(住所)	(電話)																		
被害者の状況	対人①				()			怪我等の状況												
																	※その他の状況			
	対人②				()			怪我等の状況												
																	※その他の状況			
事故状況	天候		交通状況			事故状況					()									
																	※その他の事故			
速度	甲車	km/h			(制限速度			km/h)			甲車以外	km/h			(制限速度			km/h)		
道路状況	見通し			幅員	甲車側		m		甲車以外側	m		信号			標識					

事故発生状況の図示	
	※事故発生状況略図(道路幅をmで記入して下さい)
上記図の説明	
事故後の措置	

【別記 2】

様式第 2 号（第 5 条関係）

閲 覧							

年 月 日

白川町長

様

課長

交通違反処分報告書

違 反 者		(職)	(氏名)
違 反 内 容	違 反 日	年 月 日 時 分	
	場 所		
	処分内容		
	罰金・反則金	円	
用 務 種 別	☐ 私用中		
	☐ 公務中		☐ 公用車 ☐ 私用車
		業務内容等	
		同 乗 者	☐ 有…氏 名 : 住所等 : ☐ 無

※ 運転免許証の写しを添付すること。

※ 「場所」には、路線名、交差点名、目印となる建物名等を記載すること。

※ 「同乗者」の「住所等」には、住所、事業所名、事業所所在地等の情報を記載すること。

(白川町会計年度任用職員事務処理要綱の一部改正)

第5条 白川町会計年度任用職員事務処理要綱(令和2年白川町訓令甲第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤経路の報告) 第7条 次の各号のいずれかに該当するに至った会計年度任用職員は、その通勤の実情を通勤届(様式第7号)により速やかに所属長を経由して<u>白川町課設置条例(令和6年白川町条例第24号)第2条に定める分掌事務のうち職員人事を所掌する課長(以下「担当課長」という。)</u>に届け出なければならない。 (1)～(3) (略) 2 <u>担当課長</u>は、前項の届出があったときは、その者に支給すべき通勤手当又は通勤に係る費用弁償(以下「通勤手当等」という。)の日額を決定し、又は改定しなければならない。 3 (略)	(通勤経路の報告) 第7条 次の各号のいずれかに該当するに至った会計年度任用職員は、その通勤の実情を通勤届(様式第7号)により速やかに所属長を経由して<u>総務課長</u> _____ _____ _____ に届け出なければならない。 (1)～(3) (略) 2 <u>総務課長</u>は、前項の届出があったときは、その者に支給すべき通勤手当又は通勤に係る費用弁償(以下「通勤手当等」という。)の日額を決定し、又は改定しなければならない。 3 (略)

(白川町職員研修規程の一部改正)

第6条 白川町職員研修規程(平成11年白川町訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(研修への参加) 第4条 前条に規定する研修は、第9条に規定する研修計画において決定するものとする。ただし、前条第4号の研修に参加しようとする者は、研修実施2月前までに<u>白川町課設置条例(令和6年白川町条例第24号)第2条に定める分掌事務を所掌する課長(以下「担当課長」という。)</u>を経由して町長の許可を受けるものとする。 (研修計画) 第9条 <u>担当課長</u>は、毎年4月15日までに職員の研修実績に応じて当該年度の研修計画を策定するものとする。	(研修への参加) 第4条 前条に規定する研修は、第9条に規定する研修計画において決定するものとする。ただし、前条第4号の研修に参加しようとする者は、研修実施2月前までに<u>総務課長</u> _____ _____ _____ を経由して町長の許可を受けるものとする。 (研修計画) 第9条 <u>総務課長</u>は、毎年4月15日までに職員の研修実績に応じて当該年度の研修計画を策定するものとする。

改 正 後	改 正 前
に関する事務を行う<u>白川町課設置条例</u> <u>第2条に定める分掌事務のうち生活安</u> <u>全を所掌する課長</u>をいう。 (13) (略)	に関する事務を行う<u>総務課長</u> _____ _____をいう。 (13) (略)

(白川町公有財産等インターネット売払事務取扱要領の一部改正)

第9条 白川町公有財産等インターネット売払事務取扱要領（平成23年白川町訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(インターネット入札執行の決定) 第4条 インターネット入札は、<u>白川町行政組織規則（平成31年白川町規則第9号）第4条に定める分掌事務のうち入札を所掌する係</u>において事務執行を行うものとし、担当の職員（以下「契約担当者」という。）は、対象物件の一覧、物件の現状が分かる個別詳細資料、物件写真、予定価格の根拠その他必要な資料を作成し、決裁を受けなければならない。	(インターネット入札執行の決定) 第4条 インターネット入札は、<u>総務課財政係</u> _____ _____において事務執行を行うものとし、担当の職員（以下「契約担当者」という。）は、対象物件の一覧、物件の現状が分かる個別詳細資料、物件写真、予定価格の根拠その他必要な資料を作成し、決裁を受けなければならない。

(白川町広告掲載取扱要綱の一部改正)

第10条 白川町広告掲載取扱要綱（平成26年白川町訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(審査機関) 第6条 (略) 2～5 (略) 6 審査会の庶務は、<u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務のうち庁議を所掌する課</u>が行う。	(審査機関) 第6条 (略) 2～5 (略) 6 審査会の庶務は、<u>総務課</u> _____ _____が行う。

(白川町消防団協力事業所表示制度実施要綱の一部改正)

第11条 白川町消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成27年白川町訓令甲第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(所掌)	(所掌)

改 正 後	改 正 前
第 1 3 条 この要綱に関する事務は、 <u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務を所掌する課</u> において所掌する。	第 1 3 条 この要綱に関する事務は、 <u>総務課</u> _____ _____において所掌する。

（白川町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正）

第 1 2 条 白川町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（平成 2 0 年白川町訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 1 9 条 白川町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、 <u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務のうち危機管理を所掌する課</u> が行うものとする。	第 1 9 条 白川町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、 <u>総務課</u> _____ _____が行うものとする。

（白川町地域情報化推進協議会設置要綱の一部改正）

第 1 3 条 白川町地域情報化推進協議会設置要綱（令和 4 年白川町訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第 9 条 協議会の庶務は、 <u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務を所掌する課</u> において処理する。	（庶務） 第 9 条 協議会の庶務は、 <u>企画課</u> _____ _____において処理する。

（白川町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱の一部改正）

第 1 4 条 白川町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱（平成 2 7 年白川町訓令甲第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（設置） 第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 2 6 年法律第 1 3 6 号）第 1 0 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進_____ _____にあたり、全庁的に取り組むため、白川町まち	（設置） 第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 2 6 年法律第 1 3 6 号）第 1 0 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進並びに白川町第 5 次総合計画における後期計画の見直しにあたり、全庁的に取り組むため、白川町まち

改 正 後	改 正 前
<u>の振興対策を所掌する課（以下「担当課」という。）</u> において処理する。 2 <u>担当課</u> は、支援員との連絡調整を図るとともに、関係部署、関係機関等を含めた会議、意見交換等を行うものとする。	_____において処理する。 2 <u>企画課</u> は、支援員との連絡調整を図るとともに、関係部署、関係機関等を含めた会議、意見交換等を行うものとする。

（白川町空家等対策協議会設置要綱の一部改正）

第16条 白川町空家等対策協議会設置要綱（令和元年白川町訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第10条 協議会の庶務は、 <u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務を所掌する課</u> において処理する。	（庶務） 第10条 協議会の庶務は、 <u>企画課</u> _____ _____において処理する。

（白川町特定非営利活動促進法施行細則の一部改正）

第17条 白川町特定非営利活動促進法施行細則（平成27年白川町訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（公告及び縦覧） 第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、 <u>白川町ウェブサイト</u> にて行う。 2 法第10条第2項に規定する所轄庁が指定する場所は、 <u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務を所掌する課（以下「担当課」という。）</u> 内とする。 （事業報告書等の閲覧） 第10条 県条例第7条の規則で定める場所は、 <u>担当課</u> 内とする。	（公告及び縦覧） 第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、 <u>白川町ホームページ</u> にて行う。 2 法第10条第2項に規定する所轄庁が指定する場所は、 <u>企画課内</u> _____ _____内とする。 （事業報告書等の閲覧） 第10条 県条例第7条の規則で定める場所は、 <u>企画課</u> 内とする。

（白川町男女共同参画推進委員会設置要綱の一部改正）

第18条 白川町男女共同参画推進委員会設置要綱（令和3年白川町訓令甲第37号）の一部

を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務を所掌する課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>企画課</u> _____ _____において処理する。

（白川町住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱の一部改正）

第 1 9 条 白川町住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱（平成 2 6 年白川町訓令甲第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 【別記 1】

【別記 1】

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

白川町長

印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に記名のうえ、あなたご自身が _____ に持参してください。

（ご注意）

- (1) 回答書は必ず本人が持参してください。（郵送された場合や代理人が持参された場合は受付できません。）
- (2) 本書の有効期限は、 年 月 日までです。期限までに回答書を持参されないときは、申出がなかったものとします。
- (3) 閲覧の際に必要なもの ①照会書（この用紙）②健康保険証、年金手帳など

年 月 日

回答書

白川町長 あて

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

住所 _____

氏名 _____

本人確認書類

健康保険証・年金手帳・その他（ ）

(白川町旅券事務取扱要綱の一部改正)

第20条 白川町旅券事務取扱要綱（平成22年白川町訓令甲第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(取扱窓口) 第4条 旅券事務は、 <u>白川町役場内</u> パスポート窓口において取り扱う。	(取扱窓口) 第4条 旅券事務は、 <u>白川町役場町民課内</u> パスポート窓口において取り扱う。

別記様式を次のように改める。

様式第1号 【別記1】

【別記 1】

様式第 1 号（第 7 条関係）

団体申請等取扱届出書

年 月 日

白川町長 様

住所

届出者名

電話番号 () ー

F A X 番号 () ー

1 希望日時

(1) 申請 年 月 日 (曜日) 時

(2) 交付 年 月 日 (曜日) 時

2 団体取扱窓口 白川町役場内パスポート窓口

3 取扱人数 人

※この届出書は申請しようとする日の 7 日前までに提出するものとし、日程等については事前に協議すること。

※この様式に記載された個人情報は、旅券の団体申請等の事務に利用します。

第21条 白川町地域子育て支援センター事業実施要綱（平成27年白川町訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(関係機関との連携) 第6条 事業を円滑かつ効率的に実施するため、保育所、教育課、<u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務のうち母子保健を所掌する課等との連携を密にするよう努めなければならない。</u>	(関係機関との連携) 第6条 事業を円滑かつ効率的に実施するため、保育所、教育課、<u>保健福祉課</u> _____ _____ _____等との連携を密にするよう努めなければならない。

第２２条 白川町障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱（平成３０年白川町訓令甲第６号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の配置) 第4条 事業の実施にあたり、センターに 所長、その他の職員を置き、所長に<u>白川 町課設置条例（令和6年白川町条例第2 4号）第2条に定める分掌事務を所掌す る課（以下「担当課」という。）長</u>、そ の他の職員には<u>担当課職員等</u>及び有 資格者をもって充てるものとする。	(職員の配置) 第4条 事業の実施にあたり、センターに 所長、その他の職員を置き、所長に<u>保健 福祉課長</u> _____ _____ _____ 、そ の他の職員には<u>保健福祉課職員等</u>及び有 資格者をもって充てるものとする。

第23条 白川町生活支援体制整備事業実施要綱（平成29年白川町訓令甲第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会議)	(会議)
第 8 条 協議体の会議は、 <u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務のうち地域包括支援を所掌する課（以下「担当課」という。）の長</u> が招集し、主宰する。	第 8 条 協議体の会議は、 <u>保健福祉課長</u> _____ _____ _____が招集し、主宰する。
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）
(庶務)	(庶務)
第 1 0 条 協議体の庶務は、 <u>担当課</u> に	第 1 0 条 協議体の庶務は、 <u>保健福祉課</u> に

改 正 後	改 正 前
において処理する。	において処理する。

（白川町避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱の一部改正）

第 2 4 条 白川町避難行動要支援者名簿作成等取扱要綱（平成 2 9 年白川町訓令甲第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（実施主体） 第 3 条 名簿に係る次に掲げる事務は、<u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務のうち災害救助を所掌する課（以下「担当課」という。）</u>が行うものとする。 （1）～（3） （略） 2 名簿は、<u>担当課</u>が紙文書により保管し、又は電子データにより保有するものとする。	（実施主体） 第 3 条 名簿に係る次に掲げる事務は、<u>保健福祉課</u> _____ _____が行うものとする。 （1）～（3） （略） 2 名簿は、<u>保健福祉課</u>が紙文書により保管し、又は電子データにより保有するものとする。

（白川町予防接種健康被害調査委員会設置要綱の一部改正）

第 2 5 条 白川町予防接種健康被害調査委員会設置要綱（令和 3 年白川町訓令甲第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第 1 0 条 委員会の庶務は、<u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務を所掌する課</u>において処理する。	（庶務） 第 1 0 条 委員会の庶務は、<u>保健福祉課</u> _____ _____において処理する。

（白川町母子保健推進員設置要綱の一部改正）

第 2 6 条 白川町母子保健推進員設置要綱（平成 2 7 年白川町訓令甲第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（庶務） 第 8 条 推進員の庶務は、<u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）第 2 条に定める分掌事務を所掌する課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 推進員の庶務は、<u>保健福祉課</u> _____ _____において処理する。

第 27 条 白川町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱（令和 6 年白川町訓令甲第 49 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 本部及び作業部会の庶務は、<u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務を所掌する課</u>において処理する。	(庶務) 第7条 本部及び作業部会の庶務は、<u>保健福祉課</u> _____において処理する。

第 28 条 白川町自殺対策連絡協議会設置要綱（令和 6 年白川町訓令甲第 50 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会長) 第4条 会長は、<u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務を所掌する課（以下「担当課」という。）の長</u>をもって充てる。 2 (略) (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>担当課</u>において処理する。	(会長) 第4条 会長は、<u>保健福祉課長</u> _____ _____をもって充てる。 2 (略) (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>保健福祉課</u>において処理する。

第29条 白川町介護保険地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成20年白川町訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

第30条 白川町認知症初期集中支援チーム設置要綱（平成30年白川町訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第 7 条 支援チームの庶務は、<u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）</u> 第 2 条に定める分掌事務のうち<u>地域包括支援を所掌する課</u>において処理する。	(庶務) 第 7 条 支援チームの庶務は、<u>保健福祉課</u> _____ _____において処理する。

(白川町地域包括支援センター運営協議会要綱の一部改正)

第 3 1 条 白川町地域包括支援センター運営協議会要綱（令和 2 年白川町訓令甲第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事務局) 第 6 条 運営協議会の事務局は、<u>白川町課設置条例（令和 6 年白川町条例第 2 4 号）</u> 第 2 条に定める分掌事務を所掌する課に置く。	(事務局) 第 6 条 運営協議会の事務局は、<u>保健福祉課</u> _____ _____に置く。

(白川町発注の週休 2 日制モデル工事実施要領の一部改正)

第 3 2 条 白川町発注の週休 2 日制モデル工事実施要領（令和 6 年白川町訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(現場閉所方式による工事経費の補正) 第 7 条 現場閉所方式により実施する工事の工事経費の補正係数は、次の各号の工事区分ごとに当該各号に掲げる表によるものとする。 (1) <u>農業土木</u> _____工事 【表】 (略) (2) <u>森林土木</u> _____工事 【表】 (略) (3) <u>土木（町道・河川砂防）</u> _____工事 【表】 (略) 2・3 (略) (交替制方式による工事経費の補正)	(現場閉所方式による工事経費の補正) 第 7 条 現場閉所方式により実施する工事の工事経費の補正係数は、次の各号の工事区分ごとに当該各号に掲げる表によるものとする。 (1) <u>農林課基盤整備係（農政）所管に係する工事</u> 【表】 (略) (2) <u>農林課基盤整備係（林政）所管に係する工事</u> 【表】 (略) (3) <u>建設環境課土木係所管に係する工事</u> 【表】 (略) 2・3 (略) (交替制方式による工事経費の補正)

改 正 後	改 正 前
第8条 交替制方式により実施する工事の工事経費の補正係数は、次の各号の工事区分ごとに当該各号に掲げる表によるものとする。 (1) <u>農業土木</u> _____工事 【表】 (略) (2) <u>森林土木</u> _____工事 【表】 (略) (3) <u>土木（町道・河川砂防）</u> _____工事 【表】 (略) 2・3 (略)	第8条 交替制方式により実施する工事の工事経費の補正係数は、次の各号の工事区分ごとに当該各号に掲げる表によるものとする。 (1) <u>農林課基盤整備係（農政）所管に係する工事</u> 【表】 (略) (2) <u>農林課基盤整備係（林政）所管に係する工事</u> 【表】 (略) (3) <u>建設環境課土木係所管に係する工事</u> 【表】 (略) 2・3 (略)

（白川町森林管理委員会設置要綱の一部改正）

第33条 白川町森林管理委員会設置要綱（平成29年白川町訓令甲第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事務局） 第8条 委員会の事務局は、<u>白川町課設置条例（令和6年白川町条例第24号）第2条に定める分掌事務のうち森林整備を所掌する課</u>に置く。	（事務局） 第8条 委員会の事務局は、<u>農林課</u> _____ _____ _____に置く。

（白川町生ごみ処理機等設置補助金交付要綱の一部改正）

第34条 白川町生ごみ処理機等設置補助金交付要綱（平成28年白川町訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 【別記1】

【別記 1】

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

白川町長 様

申請者 住所 白川町
氏名
電話 —

白川町生ごみ処理機等設置補助金交付申請書

白川町生ごみ処理機等設置補助金交付要綱第 5 条により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
補助金算定根拠 ・購入金額(円) $\times 1/2$
= 円 [1,000 円未満切捨]
・補助金限度額 20,000 円

2 品名及び購入金額

メーカー名	品名	購入金額
		円

- 3 添付書類 ・処理機等購入領収書
・購入した処理機等の写真

- 4 受取希望場所 (課・蘇原支所・白北支所・黒川支所・佐見支所)

- 5 補助金の交付申請に当たり、町税等の納付状況を確認する事に同意します。

氏名 _____

※ 申請書に記載いただいた個人情報、生ごみ処理機等設置補助金の審査及び交付に利用します。

(白川町パブリックコメント手続要綱の一部改正)

第35条 白川町パブリックコメント手続要綱（平成24年白川町訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(対象) 第3条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定によるパブリックコメント手続の実施については、 <u>白川町庁議等設置運営規則（令和7年白川町規則第号）第4条</u> に規定する課長会議の審議事項として付議し決定する。	(対象) 第3条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定によるパブリックコメント手続の実施については、 <u>白川町庁議設置規程（平成11年制定）第4条</u> に規定する課長会議の審議事項として付議し決定する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。